

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(総務省)

事業名	市町村合併体制整備費補助金		担当部局庁	自治行政局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度～27年度(予定)		担当課室	市町村体制整備課		課長 宮地 毅		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅱ-1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条、予算補助 (旧合併特例法第16条第2項の改正(国の財政上の措置義務)を踏まえたもの)		関係する計画、通知等	市町村合併支援プラン (平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	旧合併特例法(～平成18.3.31)下で合併した市町村における新しいまちづくりを着実に支援するため、市町村の行財政基盤の強化を図る観点から、平成11年以降、全国的な合併推進運動が進められたが、その一環として同年の法改正により「国の財政上の措置義務」が明記されたことを受け、総合的な補助金として「市町村合併推進体制整備費補助金」を創設したものの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額を補助。 (旧市町村人口) (金額(計)) (旧市町村人口) (金額(計)) ～ 5,000(人) 6千万円 50,001～100,000(人) 2億1千万円 5,001～10,000(人) 9千万円 100,001(人)～ 3億円 10,001～50,000(人) 1億5千万円							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	1,985	1,985			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
合併市町村の事業計画に応じて補助することとしているため、定量的な成果指標は設定していない。		-	-	-	合併市町村の事業計画に応じて補助することとしているため、定量的な活動指標は設定していない。		-	()
単位当たりコスト	算出困難なため、未記載			算出根拠		-		
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」に関連の記載あり。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				市町村からの要望が有り、社会資本整備を優先としている。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、市町村自らが策定した市町村建設計画に基づき事業を行うものである。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				各市町村が行う施策に対する補助事業のため、現状では検証が困難だが、本事業は市町村自らが策定した市町村建設計画に基づき実施するものであり、各地域の地理的環境、社会的事情等に応じた効果的な支援を行うことができるものとする。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、市町村自らが策定した市町村建設計画に基づき事業を行い、国はその財政支援を行うものであり、「基本方針」における「復興を担う行政主体は、市町村が基本となるものとする」、「国は、財政等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする」といった考え方にも合致するものであり、役割分担は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、市町村自らが策定した市町村建設計画に基づく事業のみを対象としており、計画的に実施されている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				本事業は、市町村建設計画に基づく事業のみを対象としており、計画的に実施されているため、迅速な執行が可能である。また、交付額の決定については、交付申請時の内容との整合性を確認した上で適正に額を決定することにより、執行の透明性確保や進行管理を適切に行う。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。
 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。